

マイナ受付を用いたオンライン資格確認について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えています。受診される患者さんの診療情報（薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行うことができるようになりました。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。

月に1回の保険証確認時には、保険証、マイナンバーカードのどちらかを窓口へご提示ください。

令和5年4月から12月まで加算を算定（9ヶ月間）—令和5年4月1日時点—

- ・医療情報・システム基盤整備体制加算1（初診時）マイナンバーカード利用なし＝6点
- ・医療情報・システム基盤整備体制加算2（初診時）マイナンバーカード利用あり＝2点
- ・医療情報・システム基盤整備体制加算3（再診時）マイナンバーカード利用なし＝2点/月1回

マイナンバーカードでの保険証確認では保険証類の資格確認、限度額認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証の確認を致します。

◆市町村の公費受給者証（こども医療、心身障害者医療等）のオンライン資格確認は、現在できませんので、今まで通り、紙の受給者証をご提示ください。

◆限度額認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証は、事前に保険者へ申請する必要がありましたが、今後原則申請なしに限度額適用されます。

ただし、世帯の収入申告等されていない方がいる場合は各市町村窓口で収入申告が必要な場合があります。事前に各市町村窓口へお問い合わせください。